

# JFCC

## VIEWS

創造と共生の社会をめざして

### C O N T E N T S

|                             |       |   |
|-----------------------------|-------|---|
| 「厳しい環境下の新年度を迎え、助成財団は今」      | 熊谷 一雄 | 1 |
| 東日本大震災における助成財団の取り組み         |       | 2 |
| 平成22(2010)年度「助成財団の集い」開催のご報告 |       | 5 |
| 理事長談話の注／質問及び回答／編集後記         |       | 6 |

昨年の11月、初めて陸中海岸国立公園を訪れる機会に恵まれました。私事で恐縮ですが、宮古湾の浄土ヶ浜では紺碧の海と白い奇岩との見事なコントラストや三陸周辺の波静かな入江や自然のつくる景観の素晴らしさに深い感銘を受けたばかりでした。

三陸地方から広範な地域を巻き込んだ東日本大地震と巨大津波は、あの景勝地、あの町を、そしてあの人々を一瞬のうちに悪夢の世界へと飲み込んでしまいました。突然の自然の厳しい猛威、その残酷さにはただただ茫然として言葉もありませんでした。

改めて、亡くなられた多くの被災者の皆さまのご冥福を心からお祈り申し上げます。また、被害を受けられた皆さま、被災地にお住まいの皆さまに謹んでお見舞いを申し上げます。

そしてこの国の非常事態に、国、自治体、企業、団体、市民が今こそ一丸となって不屈の精神で支えあい、そして持てる英知を結集し早期復興に向けて取り組むことは、国民に課せられた義務かもしれません。私たち一人一人もまずは出来ることから努力してまいりたいものと考えております。

大震災から1ヶ月半以上が経過しましたが、まだ多くの方が不便な避難所生活を余儀なくされる中、人道支援やライフライン復旧作業、がれき・車・船等の撤去作業、仮設住宅建設等の公的な復興活動が続けられています。

一方、ますます重要になってくる被災者の生活支援や復旧にはNPOやボランティア等の民の支援が欠かせませんが、政府では各省庁が連携し「内閣官房震災ボランティア連携室」を立ち上げ、全国の民間非営利団体は「東日本大震災支援全国ネットワーク(JCN)」(現在、約338のNPO・NGO・財団等の支援団体が加盟、現在も加盟中)を設立し相互に連携し情報を共有しながら、被災者の皆さまが必要とされる支援の実施に向けた体制が整えられつつあり、被災各地には「災害ボランティアセンター」が設けられ、支援団体やボランティアの受け入れ態勢も徐々に整いつつあると伺っています。

この国難ともいべき非常事態に遭遇する中、公益認定等委員会の池田守男委員長はメッセージ中で「公益法人は、この国難ともいべき今、何が出来るのか、何をすべきかという視点から、これまでの活動にこだわることなく、(中略)被災者支援や震災復興に役立つ形で活動や寄附な

## 「厳しい環境下の新年度を迎え、助成財団は今」

### 理事長談話

どに資源を振り向け、一」と語られておられますが、助成財団としては、短期的には各法人独自に可能な範囲内で法人会計からの寄附<sup>(注)</sup>による支援を検討する等、そして助成財団の得意とする中期的な取り組みとしては、助成事業の中に被災地復興支援等を織り込んだ各財団の特長を生かしたプログラムの実施が期待されているのではないのでしょうか。特に税制面で優遇を受けている公益法人としては、今こそ可能な範囲で被災地の復興に助成金等を振り向ける取組を検討すべきではないかと考えています。

一方、公益法人制度改革では、この4月1日に移行登記(移行認定・認可)が集中し、4月1日付で登記された法人は、内閣府関係で573法人(累計803法人、移行件数率約13%)、都道府県では786法人(累計1,233法人、移行件数率約7%)と一気に急増しましたが、それでも全公益法人の移行率は8.5%と低迷しています。また、公益法人と一般法人への移行比率は約3:1となり、一般法人が1/4を占めてきています。

また、全体の移行を促進する中で、審査期間の短縮が図られ、政府関連公益法人の審査も再開され、認定に当たって一部には、前提条件付き認定(認定後に前提条件をクリアする)も実施されていると聞いております。現況に鑑み23年度から24年度前半はまさに移行申請のピークを迎えることになると思われますが、公益認定等委員会からは今後は内容が複雑な申請が増加することも予測されるので、助成財団の皆さまの申請は可能な限り前倒しで申請してほしいと強く要望されています。当センターでは引き続き移行申請へのご支援を徹底してまいります。

当センターの会員の皆さまの移行は順調に推移し、4月1日登記分を含み公益認定を受けられた法人数は会員の50%を超えました。これから移行される財団にとりましては、新制度に移行することは大変重要な取り組みになりますが、併せて、我が国のこの国難に助成財団らしい活動をすることで社会的役割、責務をしっかりと果たしていくことは、新旧制度のいずれの助成財団にとっても大変重要な取り組みとなります。

厳しい環境下での新年度のスタートとなりましたが、その中で社会から信頼され、社会から期待される存在感ある助成財団を目指してのご活躍を心からご期待申し上げます。

※注は6ページに掲載

熊谷 一雄

# 東日本大震災における助成財団の取り組み

この度の東日本大震災による大惨事に直面して嫌でも思い出すのは、1995年に発生した阪神・淡路大震災の際に厳しく指摘された助成財団のことです。一例ですが「ボランティア革命—大震災での経験を市民活動へ—」（本間正明・出口正之編・東洋経済新報・1996年）という書物の中の「制度化された団体」はなぜ活動しなかったのかという項には、（阪神・淡路大震災に直面して）「企業財団は企業の素早い対応とは裏腹にほとんど無力だった」と記述され、例外的に震災用のプログラムで対応したのは数財団しかなかったと指摘しています。今から16年前のことですが、公益法人には事業計画・予算主義が徹底しており、助成財団も基本的には事業計画にないもの、予算手当てがないものは実施しない、むしろ実施出来ないとの考え方が根強かったこともあり、その当時から主務官庁制のもとでがんじがらめの公益法人は、時代遅れの制度として社会ニーズの変化へ迅速に対応出来ないことが指摘されていました。

これを契機に、助成財団の中には緊急災害助成のプログラムを創設したり、当時の予備費を緊急災害対策に活用したりする動きが活発化しました。

現在の公益法人制度では、主務官庁制が廃止され、一定の要件はあるものの財団運営や事業についての自由度が増す中で、16年前の指摘を踏まえ今回の国家的危機に対して助成財団として何ができるのかを、当面の初期対応と長期にわたる復旧・復興の中での対応に分けて考えることが重要になってくると思います。

本欄では、東日本大震災に対応する助成財団の動向のほんの一部の事例をご紹介します。

東日本大震災が発生したのが、3月11日だったこともあり、すでにいくつかの財団では平成23年度の事業計画を決定済みだったところもあります。このため、短期間で新たな枠組みを立ち上げることはテクニカルに難しい面があるのですが、それでも問題意識が生まれ、中には緊急助成プログラムを立ち上げられた民間助成財団もあります。例えばトヨタ財団におかれては、23年度の事業計画の中に災害支援の事業を組み込み、被災者支援を行っているNPOの活動等を対象とする助成等を検討されているとのこと、またヤマト福祉財団では、定款変更を申請し新たに被災地の生活や産業基盤の復興・再生支援事業の認可を受け、新たな災害支援事業をスタートさせるとのことです。

現時点では必ずしも網羅的な案内ではありませんが、いくつかの事例を掲載いたしましたので参考にいただければと存じます。今後も各財団の災害支援への問題意識や助成事業等への取り組みなどについて機会を見てお知らせしていく予定です。

## 「公益財団の試金石としての東日本大震災」

公益財団法人 サントリー文化財団 専務理事  
今井 渉

「東日本大震災から一ヶ月以上が過ぎた。ニュースで見る避難所での笑顔には、胸のふさがる思いがしてならない。津波の映像が全世界にYouTubeなどで配信されたこともあり、「何か自分にできることは」という気持ちに根差した、実に多くの人々の支援や声援が海外から被災地に届けられている。こうした被災地の映像や世界からの支援活動を見ながら、被害の規模は違いすぎるものの、阪神大震災で展開されたことを思い出すと、その時に経験したことが活かされ、その後の様々な災害で経験を積んで、多くの組織・団体が今日では大変重要な役割を担うようになってきていることを見せてくれている。



当時と格段に違うのは、携帯、あるいはフェイスブック、ツイッターなどのコンピューターを介したネットワークがあることだ。直後から安否の確認に始まり支援のメッセージが交わされたこと。地震から一時間後には、一緒にいた外国の友人の携帯に親や友人から続々メールや電話があった。国内の連絡は取れない状態になっていたのに。そして、行き届いているとは言い難いが、国の救援



体制の組織、支援規模の大きさ。そして、さまざまなNPOを核としたボランティアたちの迅速な活動があったことだ。メンタルケアを含めて、様々なジャンルの専門家たちがすべきことを心得ているように見えた。16年前と変わらず、同じ内容を流す、センセーショナルな、ややヒステリックな報道であったが、これも10日目ぐらいで収まっていた。ただ、原発の事故もあって、巷の静けさ、夜の街の暗さ、そして相次ぐイベント、国際会議、花見の中止、延期、自粛が続いた。

阪神大震災当時、劇作家の山崎正和氏は同様の状況にあって「おにぎりも、文化も」と主張され、支援とともに人々には様々な楽しみも必要なことを提唱された。今回も、開催の是非が議論され、開催する側にも迷いがあった。そのなかで「文化は絶望の心に必ず明りを灯す」と確信し、揺れる心を抑えながら展覧会を開く美術館の職員たち。チャリティのコンサートやスポーツイベントが早くも開かれ、甲子園でプレーする東北の選手たちがいたことは、文化やスポーツが元気な心の醸成につながる事が理解されてきているのかもしれない。桜の満開とともに、ただ苦しみを共にし自粛するのでなく、被災地の方々への思いを忘れずに日常として生活を楽しむことも支援になるという声も出ている。実際、被災地の日本酒メーカーが、被災地の産品を愛飲することで支援をという意見のブログも現れている。こんなところも、阪神との彼我の差があるように思われる。

こうした状況の中で、われわれは何ができるのか、何をすべきか、日本人の誰もが今思っている共通のテーマだ。1000億円の義捐金が早くも寄せられ、様々なチャリティが開かれている。サントリー文化財団には、創設以来のプログラムに地域文化賞があり、文化の力で地域を、まちを、元気にしようと活動している方々を30年にわたり顕彰してきた。これまでの受賞者で被災された方もおられた。今年度の選考を開始する時期であるが、阪神大震災の折に被災地で新聞を出し続けた神戸新聞に特別賞をお送りしたように、東北の方々に何かできたら、と検討を始めている。全国の受賞者の方々からの支援、連携のメッセージのHPへの掲載もできることかもしれない。また、研究助成として、大きな転換期を迎えることになるかも知れない日本のこれからや、地域における文化のあり方などを考えようという次世代の方々を支援するプログラムを考えてもいいかもしれない。

いずれにしてもわが財団の規模では、支援を望む人々のごくごく一部に届くだけであり、むしろ活動を通じて、文化そのものや、地域と文化のありかた、大切さをあらためて思い出してほしいし、志を同じくされて支援に乗り出してくれるところが出てくれたら嬉しいと思うばかりである。

りである。

宗教人は心のケアに、美術関係者は作品などのレスキューに立ち上がり、動き出している。全国の財団には、支援を必要としている多岐にわたる課題に対応できるさまざまな有効なプログラムがあると思う。内閣府、公益認定委員会も、震災に関連したプログラムの推進を、と背中を押している。フットワークのいいNPO、相互に補完する財団と連携するものもあるかもしれない。まだ、震災から1か月。復旧、復興、復活へのステップの中で、被災地の支援には終わりはなく、絶え間なく粘り強い永い支援が大切だ。そして、あらゆる知恵と資金と行動が新しい東北像、日本の創造のために、投下されていくことが不可欠であろう。

阪神大震災は「ボランティア元年」となった。この震災は、スタートを切ったばかりのわれわれ新しい公益財団の、これまでにない新しい一歩を踏み出す年になるかの試金石なのかもしれない。」

(注記) 当初今井専務理事は、JFC Viewsの巻頭言の執筆を予定されておりました。しかし東日本大震災が勃発したため、急遽本稿に差し替えていただきました(編集部)。

### 「東日本大震災の復興への問題意識」

公益財団法人 博報財団  
武発 一郎事業室長(談)

以前に、JFCの田中専務理事から、「大きな問題が起きた際にもっとも柔軟に対応すべきなのが民間助成財団」という話を伺っていましたので、すでにニュージーランドの地震のときから、何かできないかということを考えておりました。博報児童教育振興会(博報財団)はもともと、子供たちの成長や教育に携わる方への支援といったものが事業の中核にありますので、今回の3月11日の震災で被害を受けた子どもたちや教育の復興に関わる分野で支援ができないか考えています。現在行われている緊急的な支援とは別に、福島原発がどうなるのかということにも関わりますが、状況が落ち着いたところに長いスパンで役に立てるような支援を、これから財団のスタッフで考えていきたいと思っています。

先日、個人的に街角で被災者支援のための募金に応じました。ただ、お金による支援の場合、赤十字などに募金しても、教育や子どもに、そのお金が使われるかはわかりません。我々は博報賞を通じて各地の教育委員会とやり取りをしていますので、そこに対する支援が普通に

は考えられますが、その下の子どもたちのいる教育の現場、学校、先生、子どもたち自身まで、直接アプローチして助成をするというやり方もあるかもしれません。もっともその際には、教育委員会の立場も十分に考える必要がありますが。

お金による支援以外の企画については、今のところすべてラフスケッチの段階です。たとえば被災地の子どもたちとそれ以外の地域の子どもたちをつなぐというやり方もあるでしょうし、あるいはメンターといったらいいのか指導者を介して傷ついた子どもたちを応援するということもあり得ると思います。又、当財団の出捐企業の博報堂は教育雑誌の出版広告取次が始まりですので、それに関連して本を被災地の子供たちに届けるということもあるかもしれません。平成23年度の事業計画はすでに決定していますので、事業化ということになると、その是非も含め、理事会の方々の意見も伺ってまとめていくことになると思います。何かをやる場合には、夏から秋口にかけて固めていければと考えています。

今回の震災によって、復興資金や放射能など、とても大きな負荷を今の子供たちの世代にかけてしまうことになり心が痛みます。一方で、被災地の方に話を聞くと、言葉では現せないほど悲惨な状況だけれど、子どもの笑顔に救われるのだそうです。子どもたち＝可哀想と考えがちですが、途方に暮れているのは昔を知っている大人たちであって、子どもたちはこの悲惨な経験からも多くを学んでいるかもしれません。そんなたくましさや笑顔を、前向きに未来につなげ、少しでも良い方向に進んでいくような支援ができればいいなと思っています。

すでに具体的な助成プログラムの立ち上げに踏み込んでいる民間助成財団の事例をいくつかご紹介いたします(編集部)。

## ①公益財団法人アステラス病態代謝研究会

趣旨：「東日本大震災で被災し、設備等が損壊したため研究活動が中断している生命科学研究者の研究再開を支援する。同財団の趣旨にかなう研究を実施している研究者を対象を限定する。」

助成規模：総額1000万円程度、今後の増額も検討。

応募〆切：平成23年5月31日

財団担当者コメント：「今回の大震災で被災された生命科学研究分野の研究者に対して当財団の設立趣旨にのっ

とった形で緊急の研究助成ができないものか検討を重ね、内閣府・公益認定等委員会に相談したところ、現行事業の中で実施することを了承していただきました。ちなみに、下は東北大学のとある研究室の震災直後の写真です。」



## ②公益財団法人JR西日本あんしん社会財団

趣旨：「民間における公益活動の一員である当財団として、このかつてない規模での被災者支援が強く要請される事態に際し、NPOをはじめ民間団体が行う被災者の方々への支援・救援活動や心のケア等の活動に対し、少しでもお役に立ちたい一心から緊急に公募による助成事業を行います。」

助成規模：総額500万円程度

応募〆切：平成23年5月2日

財団担当者コメント：「あまりにも大規模の被害を見て、何かをしたいと考え緊急に募集することとしました。」

このほかにも、被災者支援に取り組むNPO等の活動を支える助成、あるいは社会福祉系の学生による被災地での活動を奨励する助成を検討したり、こども図書館を活用した支援活動を実施するなど、いくつかの財団でさまざまな動きが出ております。

またJFC助成担当実務者交流部会(実交会)では、支援金(義捐金)を拠出することを検討している財団が8財団あり、他にも何らかの助成企画を検討している財団もあります。各助成財団の動向については随時ご紹介していく予定です。



# 平成22(2010)年度 「助成財団の集い」開催のご報告

平成23年2月14日（月）午後2時から、星陵会館（東京都千代田区永田町2丁目）にて、平成22（2010）年度「助成財団の集い」を開催しました。寒さが厳しい中を、170名超の方々にご出席をいただきました。冒頭で、助成財団センター（JFC）熊谷一雄理事長が、昨年就任後はじめて皆さまの前で挨拶させていただく機会となりました。挨拶の中では、助成財団を取り巻く環境は制度改革を含め引き続き厳しいものがあるが、我が国の目指す民間の公益活動の活性化に向けて助成財団への期待はますます大きくなっている。新制度への移行、新制度での活動を軌道に乗せ社会の期待に応えることが大事と強調され、第一部のセミナーに移りました。セミナーでは昨年度に続き公益認定等委員会（以下「委員会」と言う。）から講師を招き、駒形健一事務局長からは「公益認定・認可の最前線及び今後の取り組み」というテーマで講話をいただきました。移行後の公益法人に対する委員会の監督、検査等のスタンスについては、決して取り締まると言う立場ではなく、より良い公益法人の運営を目指して共に協力していく立場で実施していくとの説明がありました。続いて、公益認定等委員会事務局総務課田上陽也課長補佐からは、委員会作成の最新の資料「新公益法人—新制度のポイント—」（現在委員会ホームページに動画として掲載されている）に基づいて「移行申請のポイントおよび移行後の財団との実務面での関わり」という講話をいただきました。

休憩ののちに、第2部はシンポジウム「民間公益活動を支える助成財団への挑戦—今助成財団に求められるものは—」を開催いたしました。コーディネーターを法政大学山岡義典教授（JFC評議員）にお願いし、シンポジストには、既に移行を済まされた秋山記念生命科学振興財団秋山孝二理事長（北海道）、旭硝子財団鮫島俊一専務理事（JFC理事）、トヨタ財団加藤広樹常務理事（JFC理事）をお迎えしました。秋山理事長は、「民が担う公共を定着させるためには、優れた助成活動を続けることが肝要。行政はそれを邪魔しないほしい。さらに、助成財団の経営についての研鑽をもっと深める必要があるが、日本にはその教育等を実施しているところもテキストもない

のが問題である。」と訴えられました。昭和8年の設立以来の歴史を持つ、旭硝子財団の鮫島専務理事は、「時代の要求にこたえること、真に社会に役に立つといった視点をその時々で持ち続け、助成活動の見直しをコンスタントに行っている。」と話され、社会の変化を先取りし的確に事業を見つめ直していくという旭硝子財団の伝統的なポリシーとその実践について披露いただきました。トヨタ財団の加藤常務理事は、新たに策定されたトヨタ財団ビジョン2010—よりよい未来を構築するために—に基づき、社会の変化に兆しに迅速に対応することが大事とした上で、プログラム変遷を紹介いただきながら、制度改革を第2の創業期との思いで、「支えあいと協働、新たなきずなの社会形成、たくましい明日、文化の継承と創造」といった領域を重点的に助成し、社会と正面から向き合っていく方針を披露されました。

シンポジストの皆さまのプレゼンののちには、フロアの皆さまとの質疑応答に入り、「トヨタ財団のプログラム・オフィサーの役割はどのようなものか」、「公募の方法の限界とはどこにあるのか」、「トヨタ財団が用いている中期的なビジョンをもとにしたプログラム運営という方法をトヨタ財団が採用した背景は？」、さらには「今後の助成財団のかじ取りは如何？」といった質問が出され各財団の考え方を披露いただきました。

また、民が担う公益活動の活性化が叫ばれる中、助成財団界としてどう対処していくのかといった問題提起も投げかけられる中、アンケート等では多くの皆様から今後の財団運営を考える上で、日頃からそこまで考えておく必要があるのか、大変刺激を受けた、今後の運営を考える上で大変参考になった、年1回はこのような会を是非継続してほしい、等の声を多く頂戴しました。また、パネリストには参加された方からメールが直接届くなどの交流も広がっています。

その後の懇親会においては、キリン福祉財団の山形伸次常務理事（JFC理事）の乾杯の発声に続き、130名の参加者同士の積極的な情報交換、懇親の輪が和やかな雰囲気の中に広がる中お開きの時間を迎えました。

## 1 ページの理事長談話の注

(注)「義捐金」への寄附：地方自治体や日本赤十字、中央共同募金が集めている寄附であり、公的な配分委員会を経て被災者に直接配分される。(先日第1次の配布基準が決まり、亡くなられた方1名について35万円他が配分されることになった)

「支援金・救援金」への寄附：各種団体やグループが集めている寄附であり、一般的には被災者を支援している団体やグループの活動資金として配分される。中には集めた寄附金を日赤等に義捐金として一括寄附する場合もある。

## 内閣府公益認定当委員会では、平成23年東北地方太平洋沖地震関係での質問及び回答を公益法人informationサイトに掲載しています。

[https://www.koeki-info.go.jp/pictis\\_portal/other/east-japan-eq.html](https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/other/east-japan-eq.html)

### 【質問1】

今回の震災に際し、寄附を募り、被災地に義援金として渡す活動を事業として行いたいと考えていますが、現在の公益目的事業には含まれていない内容です。このような場合、事業内容の変更を伴うものとして、事前の変更申請が必要になるのでしょうか。

### 【回答1】

- 事業の内容の変更であっても、公益目的事業における受益の対象や規模が拡大する場合など、事業の公益性についての判断が明らかに変わらない場合は、事後の変更「届出」で済みます(FAQ問XI-1-①・②参照)。
  - また、内閣府としては、被災者支援や震災復興に向けた活動については、公益の原点であり、かつ、機を逸することなく迅速に始めていただくことを最優先にしたいと考えています。
  - ご質問のような場合も含め、こうした活動に係る事業の変更については、前記FAQの趣旨から、基本的には、事後の変更「届出」で済むものとして扱うこととして考えています。
- 詳しくは最寄りの行政庁までご相談下さい。

(補足1) 事業内容の変更を伴わない場合(現在の事業内容で読み込める場合等)は、届出も不要です。

(補足2) 継続事業のみを実施する移行法人(公益目的支出計画を実施中の一般法人)が公益目的事業や特定寄付を追加する場合等、変更認定・認可の申請が必要となる場合であっても、最大限迅速に対応することとしています。

以下の質問2及び3は、上記サイトをご覧ください。

### 【質問2】

前問の例で、義援金の支払いがどの事業にも関連付けられない場合でも、費用を公益目的事業会計に計上することは可能でしょうか。また、募集した寄附は収益に計上する必要があるのでしょうか。

### 【質問3】

当法人から被災地に義援金を渡したいのですが、必ず事前に理事会等を招集して機関決定を経なければならないのでしょうか。

## 編集後記

◆東日本大震災で被災された皆様に対して心よりお見舞い申し上げますとともに、犠牲となられた多くの方々とご遺族の皆様に対して心よりお悔やみを申し上げます。

◆当センターの会員では、カメイ社会教育振興財団、斎藤報恩会、トーキン科学技術振興財団(以上宮城県)、小平記念日立教育振興財団(茨城県)が被災県に所在しています。改めてお見舞い申し上げます。

◆今号は当初の予定を変更し、東日本大震災における助成財団の動向を特集することとしました。これから長い復興の道のりの中で、それぞれの助成財団ができることを行う上で、参考にしていただければ幸いです。

◆当センターでも東日本大震災における被災者支援のために結成された、全国の災害支援関係のNPO・NGO等民間団体のネットワークである「東日本大震災支援全国ネットワーク」へ参加したり、センター独自の支援金の募集についての準備を進める等、復興支援に向けて行動をしております。これらの情報も随時センターホームページやメール等でお知らせいたします。

(湯瀬 秀行)



※地下鉄丸の内線新宿御苑前駅の四谷寄りの出口をご利用下さい。(四谷方面から越えの方はホーム中央の地下通路を反対側に渡って下さい)

JFC Views No.71 April. 2011

編集・発行 公益財団法人 助成財団センター

発行日 2011年4月27日

編集・発行人 田中皓

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-26-9 ビリーヴ新宿4階

Tel 03-3350-1857 / Fax 03-3350-1858

URL <http://www.jfc.or.jp>

E-mail [pref@jfc.or.jp](mailto:pref@jfc.or.jp)

**JFC** VIEWS 創造と共生の社会をめざして